

始良市衛生協会 生ごみ減量対策助成金交付申請について

注意事項

- ※申請前に事前届出書の提出が、必ず必要になります。提出前には当該年度の予算残額を衛生協会窓口を確認してください。
- ※予算残額があったとしても、助成金の交付を確定させるものではなく、当該年度の予算に達した場合には、その時点で申請受付を終了します。
- ※助成金は、購入に係る経費のうち、送料、振込手数料、設置にかかる作業費用、ポイント、クーポン等による割引金額を控除した実支払金額になります。

助成額	上限額
実支払金額の3分の1	3万円

※1,000円未満の端数は切り捨て

区分	申請受付期間	交付月
第1期	4月1日から6月30日まで	8月
第2期	7月1日から9月30日まで	11月
第3期	10月1日から12月31日まで	2月
第4期	1月1日から3月31日まで	5月

- ・交付は窓口受け取り、もしくは、口座振込を選ぶことができます。
- ※振込手数料は助成額から差し引かせていただきます。

申請に必要なもの

- ・ 申請書
請求者(=世帯主)氏名、住所の記入
銀行振込希望の場合は振込先の金融機関名、口座番号、口座名義人(=世帯主)をご記入下さい
- ・ 銀行振込を希望される場合・・・振込先通帳の写し
口座番号と名義人のカナ名がわかる部分の写しが必要です
- ・ 領収書の写し
- ・ 商品の保証書の写し(商品に添付されているものと、店舗名が入っているもの)
- ・ 商品のカタログ・パンフレットの写し
- ・ 世帯員全員の住民票の写し